

## よつ葉訪問看護ステーション運営規程 (介護用)

### (事業の目的及び運営方針)

第1条 この運営規程は、医療法人えんさこ医院の開設する訪問看護ステーション（以下「ステーション」と称する）の管理・運営に関する規程を定めたものである。

### (目 的)

第2条

1. 病気やケガ等により家庭において看護・介護が必要な状態で医師が指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービス（以下「訪問看護サービス」と称する）の必要を認めた利用者に対して、生活の質の向上・確保を図り日常生活の中の動作能力の維持回復を目指し、住み慣れた家庭や地域社会で継続して療養できるよう、訪問して看護サービスを提供することを目的とする。
2. 利用者の心身の特性をふまえ意思を尊重し介護者のセルフケア能力を高め、在宅医療を推進し快適な在宅療養が継続出来るように支援することを目的とする。

### (事 業 方 針)

第3条

1. 利用者の生活の質確保に資する見地から家庭における療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指す。
2. 事業運営にあたっては地域との結び付きを重視し、関係市町村・地域の保健・医療・介護サービスや福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
3. 緊急な出来事にも柔軟に対応できる体制を整備する。

### (運 営)

第4条

1. ステーションはこの事業を行い、主治医の訪問指示書に基づく適切な訪問看護サービスの提供を行う。
2. ステーションは訪問看護サービスを提供するにあたり、ステーションの保健師、看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士によってのみ看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

### (事業所の名称等)

第5条 訪問看護サービスを行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

1. 名 称：よつ葉訪問看護ステーション
2. 所 在 地：倉敷市下庄 458-1

### (職員の配置及び職務内容)

第6条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者：1名

管理者はステーションの全体的管理、職員の指導監督・地域医療・保健所や他事業所連絡調整、地域の要介護者の実態等の把握・各種公的福祉サービスの広報、啓発活動、運営規程条項の管理を行い総括する。又、主治医との連絡・調整を行う。

2. 訪問職員：看護師 2.5 名以上

自己啓発、管理者との情報交換を行いながら、利用者への在宅療養に関する適切なアドバイス・社会資源の紹介・看護や介護を中心とした訪問看護サービスを提供する。訪問計画書を作成し、それに基づく看護や介護を行う。月 1 回報告書を作成し経過を医師へ報告する。

3. 事務職員：1名

必要な事務業務一般を行う。

第7条 ステーションの営業日及び営業時間は次の通りとする。

1. 営業日：月曜日から金曜日まで

2. 営業時間：午前 9 時から午後 5 時まで

3. 休日：土曜日・日曜日・祝祭日

盆休み（8月13・14・15日）

正月休み（12月31日から1月3日）

4. 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

5. 医師の指示のもとで、病状の変化や状況により通常の営業日・営業時間以外での訪問も行う。

### (訪問看護サービスの提供方法)

第8条 訪問看護サービスの提供方法は次の通りとする。

1. 主治医より依頼を受け、訪問指示書に基づき看護計画書を作成し訪問看護サービスを実施する。

2. 訪問看護師は、訪問毎に看護記録用紙に訪問内容を記入する。

3. 月に 1 回訪問報告書を作成し主治医へ報告する。状態の変化や状況によりその都度主治医へ報告・連絡・相談を行い指示を受ける。

4. その他

### (介護保険利用の場合)

1. 利用者又は家族から訪問依頼があった場合は、担当ケアマネージャーへ連絡する。（提供曜日・提供時間の確認を行う）

2. ケアマネージャーより主治医へ申し込みを行う。（利用者又はその家族がかかりつけ医へ申し込みを行う）

3. 主治医からの依頼と共に提供票に基づき訪問看護サービスを実施する。
4. 提供曜日・提供時間の変更があった場合は、利用者・家族の承諾を得た後、ケアマネージャーへ連絡する。
5. 1回／月サービスミーティングを行い情報交換を行う。

#### (訪問看護サービスの内容)

第9条 ステーションの提供する訪問看護サービスの内容は次の通りとする。

(医療・介護共に同内容とする)

1. 病状、障害の観察（危機の予測・予防・異常の早期発見・早期対応・早期報告）
2. 清拭、洗髪等による清潔の保持
3. 食事及び排泄等日常生活の世話
4. 褥瘡の予防・処置
5. リハビリ看護
6. 認知症患者の看護
7. 介護者、家族に対する介護アドバイスや指導、介護者の健康管理、介護のセルフケア能力が高められるよう支援する
8. 利用者、介護者、家族への精神的援助
9. ターミナル・終末期ケア（死亡処置含む）
10. 精神疾患の方の看護
11. 医療器具の管理
12. 居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）との連携、サービス提供に関する相談、社会資源（訪問介護・訪問入浴等）介護用品等についての相談、状態や経過の報告
13. 主治医への状態報告

#### (事故発生時及び緊急時における対応方法)

第10条

1. 管理者は常に携帯電話を携帯し、常に連絡を受けられる体制にする。看護師が対応困難な場合は、指示・指導を行い、すみやかに対処できるようにする。  
看護師は訪問看護サービス実施中に利用者の病状に急変、及び特別な医療処置を要するものについては速やかに主治医に連絡し適切な処置を行う。  
主治医が不在の場合や連絡が困難な場合及び夜間については、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
2. 看護師は前項についてしかるべき処置を行った場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

#### (苦情における対応方法)

第11条

1. 緊急時と同様
2. 利用者・家族等により苦情を受けた場合には、その内容を十分に聞き内容の明確化に努め確認する。

苦情の処理方法等を説明し、その結果についての見込みを説明する。結果が明白になりし  
だい連絡し説明を行う。尚、苦情を申し立てることによって利用者やその家族が不利益を受ける  
ことのないように配慮するとともに、その事も利用者や家族へ説明する。

3. 苦情の連絡先は、次の通りとする。 (対応日時)

◎ よつ葉訪問看護ステーション：管理者 電話 086-463-7878 FAX 086-463-7177

(電話等により 24 時間常時連絡可能)

◎ 岡山県国民健康保険団体連合会(介護 110 番)電話 086-223-8811(8:30~17:00 月~金・祝日除く)

◎ 市町村 (保険者) 倉敷市役所 介護保険課 電話 086-426-3343(8:30~17:15 月~金・祝日除く)

岡山市役所 介護保険課 電話 086-803-1240(8:30~17:15 月~金・祝日除く)

早島町役場 健康福祉課 電話 086-482-2483(8:30~17:15 月~金・祝日除く)

## (利 用 料)

第 12 条 訪問看護サービスを提供した場合の利用料は次の通りとする。

訪問看護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による  
ものとし、当該看護が法定代理受領サービスであるときは、その基準額に「介護保険  
負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

## (通常の事業の実施地域)

第 13 条 通常の事業に実施地域は倉敷市 (玉島・船穂・真備・児島除く)・岡山市 (撫川・庭瀬・  
川入・納所・大内田)・早島町 (早島・若宮) の地域とする。

## (その他運営についての留意事項)

第 14 条

1. ステーションは社会的使命を認識し、職員の資質向上を図るため研修・研究の機会を設  
け又、業務体制を整備する。
2. 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
3. ステーションは訪問看護サービスに関する記録を整備し、看護サービス完結の日から 5  
年間はそれを保管しなければならない。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人えんさこ医院が定める  
ものとする。
5. 他事業所及び利用者の閲覧の求めに応じて事業計画及び財務内容を開示する。

## (虐待の防止のための措置に関する事項)

第 15 条

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を法人内に設置する。委員会は定期的に開催し  
結果の周知を従業者に行う。
2. 虐待の防止のための指針の整備を行う。
3. 虐待の防止のための従業者に対する研修を年 1 回以上実施するとともに、新規採用時には  
必ず研修を実施する。
4. 虐待の発生又はその再発を防止する措置を適切に実施するための担当者の配置を行い、指  
針に沿って対応を行う。

5. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 2 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 8 月 25 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 5 月 15 日から施行する